

東京都社会福祉協議会 会員施設
施設長様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
事務局長 高橋 博則
〔印章略〕

令和6年能登半島地震に伴う社会福祉施設等に対する 介護職員等の派遣に関する調査の実施について（令和7年3月分）

日頃より、本会事業へのご理解、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

本会では、令和6年能登半島地震に伴う国からの通知に基づき、発災以降毎月、会員施設の皆さまに職員派遣可否の調査を実施し、これまでに数多くの施設から介護職員等を派遣いただきました。ご協力いただいた施設、職員の皆様に感謝申し上げます。

これまでに全国から累計3千名近い介護職員等が被災地の社会福祉施設や1.5次避難所へ派遣されていますが、発災から1年以上が経過した現在においても、被災地の介護職員等の人手不足による厳しい状況や、介護職員等の職場環境及び生活環境の向上の必要性、ひいては福祉的支援の継続の重要性をふまえると、引き続き広域的な応援態勢を継続する必要があるとのことです。

つきましては、今回もこれまで同様、令和7年3月中に派遣可能な介護職員等の情報をとりまとめるための調査を下記のとおり実施いたします。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 回答方法 「派遣職員登録票」（Excel形式）の提出
* 下記2の派遣期間で対応可能な場合のみご回答ください。派遣可能な職員がいない場合は回答不要です。
* 指定のExcel形式のまま下記事務局までメールにてご提出ください
- 2 派遣期間 令和7年3月1日（土）～同年3月31日（月）
- 3 提出期日 令和7年2月7日（金）正午〆切
* 期日が短く申し訳ございません。上記期日にていったん締め切り、東京都を通じて厚労省、石川県、および石川県社会福祉協議会へ提出しますが、締め切り後も随時ご登録は受け付けます。
- 4 備 考
 - (1) 当該派遣については、中央センター（厚労省・全社協）にて派遣のマッチング等を行ってききましたが、9月派遣分以降のマッチング業務については、全社協から石川県社協へ引き継がれております。登録施設には石川県社協から直接連絡が届き、最終的なマッチングを行った上で派遣先等が決定されますので、あらかじめご了承ください。
 - (2) 移動手段や宿泊先は基本的に各法人で手配していただき、後日東京都へ費用請求（旅費・宿泊費・人件費）をしていただく流れとなります。マッチングの流れや費用の取り扱いについては、別添資料をご参照ください。
- 5 添付資料
 - (1) 令和6年能登半島地震にかかる福祉施設等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて（令和6年1月4日付事務連絡）
 - (2) 令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係るQ&Aについて（その2）（令和6年1月26日付事務連絡）
 - (3) 【（種別名）】派遣職員登録票（3月分）

6 提出先および連絡先

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当（高橋・多田）

TEL 03-3268-7192 E-mail saigaifukushi@tcs.w.tvac.or.jp

以上